

改 正 案

現

行

<p>（帳簿） 第九条（略） 2 （略） 3 法第七十七条の十一に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、第十二条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。</p>	<p>（帳簿） 第九条（略） 2 （略） 3 法第七十七条の十一に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、資格検定事務を廃止するまで保存しなければならない。</p>
<p>（資格検定事務等の引継ぎ） 第十二条 指定資格検定機関（国土交通大臣が法第七十七条の第十五第一項又は第二項の規定により指定資格検定機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定資格検定機関であつた者）は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 一 三 （略）</p>	<p>（資格検定事務等の引継ぎ） 第十二条 指定資格検定機関は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 一 三 （略）</p>
<p>（指定確認検査機関に係る指定の申請） 第十四条 法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第八号の二の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証</p>	<p>（指定確認検査機関に係る指定の申請） 第十四条 法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第八号の二の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証</p>

明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。

一～四（略）

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十八条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六～十（略）

十一 別記第二号の様式による過去二十事業年度以内において確認検査を行った件数を記載した書類

十二～十三（略）

十四 申請者の親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十号、第十一号及び前号を除く。）に掲げる書類（この場合において、第五号及び第八号から第九号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十五 申請者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に關し当該申請者が負つべき第十七条第一項に規定する民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、当該措置の内容を証する書類

十六（略）

（確認検査員の数）

第十六条 法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の(1)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(3)欄に掲げる建築確認、中間検査及び完了検査の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(2)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。

一～四（略）

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六～十（略）

十一～十三（略）

十四（略）

（確認検査員の数）

第十六条 法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、次の表の業務を行う建築物等の区分の欄に応じて同表の下欄に掲げる方法により算定し、それらを合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

前条第五号及び第六号の建	前条第三号及び第四号の建築物			前条第一号及び第二号の建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物を除く。）			前条第一号及び第二号の建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第三百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。）			(い)
	建築確認	完了検査	中間検査	建築確認	完了検査	中間検査	建築確認	完了検査	中間検査	(3)
	二百三十	五十	六十	三百六十	七十	八十	五百九十	六十	六十	(は)

前条第三号及び第四号の建築物	前条第一号及び第二号の建築物			業務を行う建築物等の区分		
	完了検査を行おうとする件数を八百	中間検査を行おうとする件数を九百で除した数	建築確認を行おうとする件数を千で除した数	完了検査を行おうとする件数を千七百で除した数	中間検査を行おうとする件数を千七百で除した数	建築確認を行おうとする件数を二千二百で除した数
	必要人数					

号の小荷物専用昇降機

二百で除した数

中間検査を行おうとする件数を三千七百で除した数

完了検査を行おうとする件数を三千六百で除した数

前条第十三号及び第十四号の工作物

建築確認を行おうとする件数を三千四百で除した数

中間検査を行おうとする件数を三千三百で除した数

完了検査を行おうとする件数を三千百で除した数

2 前項の表の建築確認、中間検査又は完了検査を行おうとする件数は、法第七十七条の二十三第一項の規定により指定の更新を受けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の件数とする。

(新設)

(指定確認検査機関の有する財産の評価額)

第十七条 法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負つべき国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)による責任その他の民事上の責任(同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八

(削る。)

十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一 三千万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。

イ 第十五条第五号又は第六号のいずれかの指定を受けようとする場合（ロに該当する場合を除く。） 一億円

ロ 第十五条第七号又は第八号のいずれかの指定を受けようとする場合 三億円

二 その事業年度において確認検査を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において行った確認検査の件数の合計数を、次の表の(イ)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(3)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額

	(イ)	(3)
第十五条第一号及び第二号の建築物、同条第九号から第十二号までの建築設備並びに同条第十三号及び第十四号の工作物	二百円	
第十五条第三号及び第四号の建築物	六百円	
第十五条第五号及び第六号の建築物	二千円	

2| 法第七十七条の二十第三号の財産の評価額（第四項において「財産の評価額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その事業年度の前事業年度における貸借対照表に計上された資産（創業費その他の繰延資産及びのれんを除く。以下同じ。）の総額から当該貸借対照表に計上された負債の総額を控除した額

二 その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき前項に規定する民事上の責任の履行に必要な金額を担保するための保険契約を締結している場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額

3| 前項第一号の資産又は負債の評価額は、資産又は負債の評価額が貸借対照表に計上された価額と異なることが明確であるときは、その評価額によって計算するものとする。

4| 第二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があつたことが明確であるときは、当該増減後の額を財産の評価額とするものとする。

（指定確認検査機関に係る構成員の構成）

第十八条 法第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 一六（略）

（指定確認検査機関に係る名称等の変更の届出）

第十九条（略）

（指定確認検査機関に係る構成員の構成）

第十七条 法第七十七条の二十四号の国土交通省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 一六（略）

（指定確認検査機関に係る名称等の変更の届出）

第十八条（略）

(指定確認検査機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

第二十条 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは、別記第四号様式の指定確認検査機関業務区域増加認可申請書に第十四条第一号から第五号まで、第七号、第十号、第十号の二、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。

(指定確認検査機関の業務区域の変更の届出)

第二十一条 (略)

(指定換えの手続)

第二十二条 (略)

(指定確認検査機関に係る指定の更新)

第二十三条 第十四条から第十八条までの規定は、法第七十七条の二十三第一項の規定により指定確認検査機関が指定の更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、第十六条及び第十七条第一項第二号中「その事業年度において確認検査を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請の日の属する事業年度の前事業年度において行った確認検査の件数」と読み替えるものとする。

(削る。)

(指定確認検査機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

第十九条 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは、別記第四号様式の指定確認検査機関業務区域増加認可申請書に第十四条第一号から第五号まで、第七号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。

(指定確認検査機関の業務区域の変更の届出)

第二十条 (略)

(指定換えの手続)

第二十一条 (略)

(指定確認検査機関に係る指定の更新)

第二十三条 法第七十七条の二十三第一項の規定により、指定確認検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第十四条から第十七条までの規定を準用する。

(確認検査の方法)

第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第六条の二第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認 次に定める方法

イ 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以

- 下「施行規則」という。)別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(12)までに掲げる事項が記載された図書及び(13)に掲げる図書をもって行うこと⁹⁾
- (1) 法第六条第一項第一号に掲げる建築物については施行規則第一条の三第一項の表一の(1)項及び(3)項に掲げる明示すべき事項
- (2) 法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(1)項、(3)項及び(4)項に掲げる明示すべき事項(用途変更の場合においては同表の(4)項に掲げる明示すべき事項を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で、当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(4)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものに明示すべき事項を除く。)
- (3) 法第六条第一項第四号に掲げる建築物については同表の(1)項に掲げる明示すべき事項
- (4) 法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(2)項に掲げる明示すべき事項
- (5) 法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(4)項に掲げる明示すべき事項
- (6) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(4)項に掲げる明示すべき事項
- (7) 法第五十二条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第

二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(と)項に掲げる明示すべき事項

(8) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ち)項に掲げる明示すべき事項

(9) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(り)項に掲げる明示すべき事項

(10) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ぬ)項に掲げる明示すべき事項

(11) 法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(る)項に掲げる明示すべき事項

(12) 法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。)の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(を)項に掲げる明示すべき事項

(13) 施行規則第一条の三第一項の表二及び表三の(い)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ同項の表二及び表三の(3)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同項の表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で、当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項の表二の(一)項、(二)項、(四)項、(五)項及び(七)項並びに表三の(一)項の構造計算

の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)

ロ 法第五十三条の二第三項(法第五十七条の五第三項、第六十七条の二第四項、第六十八条第四項及び第八十六条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物の確認にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することが出来る旨を証する書面をもつて行うこと。

ハ 法第八十六条の七各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物に係る確認にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された施行規則第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書をもつて行うこと。

ニ 法第八十六条の八第一項の認定又は同条第三項の規定による変更の認定を受けた建築物に係る確認にあつては、施行規則別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しをもつて行うこと。

ホ 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、イの(1)から(12)までに掲げる事項並びに施行規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項及び施行規則第一条の三第八項の表のそれぞれの項に掲げる明示すべき事項が記載された図書並びにイ⁽¹³⁾に掲げる図書をもつて行うこと。

ヘ 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に施行規則第一条の三第六項の表の(イ)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、ホに規定するもののほか、同表の(3)欄の当

該各項に掲げる図書をもつて行うこと。

ト 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八條の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この号において「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認にあつては、イ、ホ又はへの規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定めるところによること。

(1) 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認
法第六十八條の十第一項の認定を受けた型式（以下この号において「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、施行規則第一条の三第七項の表一の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを審査することを要しない。

(2) 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る確認
施行規則第一条の三第七項の表二の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書に明示すべき事項についてはこれを審査することを要せず、同表の(1)欄に掲げる図書に明示すべき事項については同表の(1)欄に掲げる事項を審査することを要しない。

(3) 認証型式部材等を有する建築物に係る確認
認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、施行規則第一条の三第七項の表一の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書及び同表の(1)欄に掲げる図書に明示すべき事項についてはこれらを審査することを要せず、同表の(1)欄に掲げる図書に明示すべき事項については同表の(1)欄に掲げる事項を審査することを要しない。

チ 法第八十七條の二において準用する法第六条の二第一項の規定による確認においては、施行規則別記第四号様式の第二面に記載すべき事項及び施行規則第一条の三第八項の表のそれぞれに掲げる明示すべき事項が記載された図書及び同

条第六項の表の(イ)欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書をもって行うこと。

リ 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認にあつては、チの規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定めるところによること。

(1) 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認
認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、施行規則第一条の三第九項の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(3)欄に掲げる図書についてはこれを審査することを要しない。

(2) 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認
認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、施行規則第一条の三第九項の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(3)欄に掲げる図書及び(ロ)欄に掲げる図書に明示すべき事項についてはこれを審査することを要せず、(ニ)欄に掲げる図書に明示すべき事項については(ロ)欄に掲げる事項を審査することを要しない。

又 確認に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にある場合(ヲ)に掲げる場合を除く。(一)においては、施行規則第一条の三第十一項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからへまでに規定するもののほか、その計画が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

ル 確認に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にある場合(ヲ)に掲げる場合を除く。(一)におい

ては、施行規則第一条の三第十二項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからへまでに規定するもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

ヲ 確認に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、施行規則第一条の三第十三項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからへまでに規定するもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

ワ 確認に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、施行規則第一条の三第十四項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからへまでに規定するもののほか、その計画が都市計画法第五十三条第一項、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

カ 確認に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下この号において単に「緑化地域」という。）内にある場合においては、施行規則第一条の三第十五項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからへまでに規定するもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合してい

ることを証する書面をもって行うこと。

ヨ 確認に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下この号において単に「地区計画等緑化率条例」という。）により制限を受ける区域内にある場合においては、施行規則第一条の三十六項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからハまでに規定するもののほか、その計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

タ 確認に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、イ、ホ、ヘ又はチに規定するもののほか、施行規則第一条の三十五項の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

レ 特定行政庁が、規則で、確認に係る建築物の工事計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合においては施行規則第一条の三第一項の表一のは項に掲げる図書、同項の表二の（一）項及び（二）項並びに表三の（一）項の構造計算の計算書並びに同表の（二）項に掲げる図書の全部又は一部を要しない旨を規定しているときは、イ又はホの規定にかかわらず、当該要しないとされている図書に明示すべき事項を審査しないものとするができること。

二 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認 次に定める方法

イ 法第八十八条第一項において準用する法第六条の二第一項

の規定による確認にあつては、施行規則別記第十号様式の第二面に記載すべき事項（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては施行規則別記第四号様式（昇降機用）に記載すべき事項）及び施行規則第三条第一項の表一に掲げる明示すべき事項が記載された図書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては施行規則第一条の三第八項の表の昇降機の項に掲げる明示すべき事項が記載された図書）並びに同項の表二の(イ)欄各項に該当する工作物については同表の(3)欄各項に掲げる図書をもつて行うこと。

ロ 法第八十八条第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認にあつては、施行規則別記第十一号様式の第二面に記載すべき事項及び施行規則第三条第二項の表に掲げる明示すべき事項が記載された図書をもつて行うこと。

ハ 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この号において「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認にあつては、イの規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定めるところによること。

(1) 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物に係る確認 法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の認定書の写しを添えたものにあつては、施行規則第三条第四項の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、(3)欄に掲げる図書についてはこれを審査することを要しない。

(2) 認証型式部材等を有する工作物に係る確認 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、施行規則第三条第四項の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、(3)欄に掲げる図書及び(ハ)欄に掲げる図書に明示すべき事項

についてはこれらを審査することを要せず、(ニ)欄に掲げる図書に明示すべき事項については(ハ)欄に掲げる事項を審査することを要しない。

二 確認に係る工作物が都市計画法第四条第十一項に規定する特定工作物である場合においては、施行規則第三条第五項各号のいずれかに該当する場合を除き、イ又はロに規定するもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

ホ 確認に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項の規定に基づく条例(法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、施行規則第三条第六項の規定により、イ又はロの規定に定めるもののほか、特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

ヘ 特定行政庁が、規則で、確認に係る工作物の工事計画が建築士の設計した設計図書によるものである場合においては施行規則第三条第一項の表一に掲げる構造詳細図及び構造計算書の全部又は一部を要しない旨を規定しているときは、イの規定にかかわらず、当該要しないとされている構造詳細図及び構造計算書に明示すべき事項を審査しないものとすることができること。

三 法第七条の二第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)又は法第

七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査 次のイから八までに定める方法

イ 施行規則別記第十九号様式の第二面から第四面まで又は施行規則別記第二十六号様式の第二面から第四面までに記載すべき事項が記載された図書及び施行規則第四条第一項第五号又は第四条の八第一項第四号の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき書類として規則において定める書類に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

ロ 令第二十号の五第一項第三号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料について、その取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を書した写真を求めること。

ハ 法第七条の五の適用に係る場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真を求めること。

ニ 都市緑地法第四十三条第一項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写しをもって行うこと。

ホ 実地に行うこと。

2 | 前項各号に規定する図書に代えて、電子計算機に備えられたフ
| アイル又は磁気ディスクをもって確認又は検査を行うことができ
| る。

（確認検査業務規程の記載事項）

第二十六条 法第七十七条の二十七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

（確認検査業務規程の記載事項）

第二十六条 法第七十七条の二十七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項

十二 法第七十七条の二十九の二各号に掲げる書類の備置き及び閲覧に関する事項

十三 (略)

(帳簿)

第二十八条 法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次のイから八までに掲げる区分に応じ、それぞれイから八までに定める事項

イ (略)

ロ 建築設備 施行規則別記第八号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 施行規則別記第十号様式(令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、施行規則別記第八号様式(昇降機用))による申請書の第二面に記載すべき事項

ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 施行規則別記第十号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

二〇八 (略)

九 法第六条の二十第十項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)、法第七条の二第六項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)、及び法第七条の四第六項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)
の規定による報告を行った年月日

一〇十 (略)

十一 (略)

(帳簿)

第二十八条 法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次のイから八までに掲げる区分に応じ、それぞれイから八までに定める事項

イ (略)

ロ 建築設備 施行規則別記第四号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ 工作物 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては施行規則別記第十号様式(令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては施行規則別記第四号様式(昇降機))又は法第八十八条第二項に規定する工作物にあつては施行規則別記第十一号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

二〇八 (略)

九 法第六条の二第三項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)、法第七条の二第六項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)、及び法第七条の四第六項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)
の規定による報告を行った年月日

2 (略)

3 法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、第三十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

（図書の保存）

第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条並びに施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八に規定する図書及び書類並びに施行規則第三条の五第三項第二号、第四条の七第三項第二号及び第四条の十四第三項第二号に掲げる書類とする。

2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書及び書類に代えることができる。

3 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から十五年間保存しなければならない。

（書類の閲覧等）

第二十九条の二 法第七十七条の二十九の二第四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

2 (略)

3 法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、確認検査の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（図書の保存）

第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第二十三条第一項各号に規定する図書（確認又は検査に要したものに限り。）とする。

2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、法第六条の二第三項、法第七条の二第六項又は法第七条の四第六項に規定する報告を行った日から五年間保存しなければならない。

（新設）

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
 - 三 法人である場合にあっては、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 四 法人である場合にあっては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類
- 2 | 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第一号及び前項第二号に定める書類を、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく確認検査の業務を行う事務所ごとに備え置くものとする。
- 3 | 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第二号及び第三号並びに第一項第一号、第三号及び第四号に定める書類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該書類の記載を変更しなければならない。
- 4 | 法第七十七条の二十九の二各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ確認検査の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。
- 5 | 指定確認検査機関は、第二項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該確認検査の業務を行う事務所に備え置くものとする。
- 6 | 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二各号の書類（

第四項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規則を定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(監督命令に係る公示の方法)

第二十九条の三 法第七十七条の第三十二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。

- 一 監督命令をした年月日
- 二 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名
- 三 監督命令の内容
- 四 監督命令の原因となつた事実

(特定行政庁による報告)

第二十九条の四 法第七十七条の第三十一第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について、文書をもつて行うものとする。

- 一 立入検査を行った指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地
- 二 立入検査を行った年月日
- 三 法第七十七条の第三十一第三項に規定する事実の概要及び当該事実を証する資料
- 四 その他特定行政庁が必要と認めること

(指定確認検査機関に係る業務の休廃止の届出)

第三十条 指定確認検査機関は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十号様式の指定確認検査機関業務休廃止届出書を国土交通大臣等に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(指定確認検査機関に係る業務の休廃止の届出)

第三十条 指定確認検査機関は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十号様式の指定確認検査機関業務休廃止届出書を国土交通大臣等に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関は、前項の規定による提出をしたときは、当該指定確認検査機関業務休止届出書の写しを、その業務区域を所轄する特定行政庁（都道府県知事にあつては、その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならない。

（処分の公示）

第三十条の二 法第七十七条の三十五第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。

- 一 処分をした年月日
- 二 処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名
- 三 処分の内容
- 四 処分の原因となつた事実

（確認検査の業務の引継ぎ）

第三十一条 指定確認検査機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定確認検査機関であつた者。次項において同じ。）は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 確認検査の業務を、所轄特定行政庁に引き継ぐこと。
- 二 法第七十七条の二十九第一項の帳簿を国土交通大臣等に、同条第二項の書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣等又は所轄特定行政庁が必要と認める事項

2 指定確認検査機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ぐうとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項

（新設）

（業務の廃止に係る書類の引継ぎ）

第三十一条 指定確認検査機関は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したときは、法第七十七条の二十九第一項の帳簿を国土交通大臣等に、同条第二項の書類を当該建築物に係る特定行政庁に引き継がなければならない。

について、所轄特定行政庁に協議しなければならない。

(指定確認検査機関)

第三十一条の二 指定確認検査機関(国土交通大臣の指定に係るものに限る。次項において同じ。)のうち、民法第三十四条に基づき設立された法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

(表 略)

2 (略)

(指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請)

第三十一条の三 法第七十七条の三十五の二の規定による指定を受けようとする者は、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 四 (略)

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十八条に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類
六 十五 (略)

(図書の保存)

第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第二条第二項(施行規則第三条の四第四項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類並びに構造計算適合性

(指定確認検査機関)

第三十一条の二 指定確認検査機関のうち、民法第三十四条に基づき設立された法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

(表 略)

2 (略)

(指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請)

第三十一条の三 法第七十七条の三十五の二の規定による指定を受けようとする者は、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 四 (略)

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類
六 十五 (略)

(図書の保存)

第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第二十三条第一項第一号に規定する図書(構造計算適合性判定に要したものに限り。)及び構造計算適合性判定の結果を記載した通

判定の結果を記載した通知書の写しその他構造計算適合性判定のための審査の結果を記載した図書とする。

2 (略)

3 法第七十七条の三十五の十第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む)は、法第十八条の二第三項の規定により読み替えて適用する法

第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(指定認定機関に係る指定の申請)

第三十二条 法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一～四

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十八条に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類

六～十四 (略)

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 (略)

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一～十一 (略)

十二 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機

知書の写しその他構造計算適合性判定のための審査の結果を記載した図書とする。

2 (略)

3 法第七十七条の三十五の十第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む)は、法第十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する法

第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(指定認定機関に係る指定の申請)

第三十二条 法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一～四

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類

六～十四 (略)

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 (略)

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一～十一 (略)

十二 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機

を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分

(認定等業務規程の認可の申請)

第四十条 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項前段の規定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十五号様式の指定認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならぬ。

2 (略)

(認定等業務規程の記載事項)

第四十一条 法第七十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 八 (略)

九 認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項

十 (略)

(帳簿)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、第四十六条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分

(認定等業務規程の認可の申請)

第四十条 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項前段の規定により同項に規定する認定等業務規程(以下単に「認定等業務規程」という。)の認可を受けようとするときは、別記第十五号様式の指定認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(認定等業務規程の記載事項)

第四十一条 法第七十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 八 (略)

九 (略)

(帳簿)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第四十四条 (略)

2 前項各号の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項各号の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、当該認定又は認証が取り消された場合を除き、型式適合認定の業務に係るものにあつては第四十六条の規定による引継ぎ(型式適合認定の業務に係る部分に限る。)を完了するまで、型式部材等製造者の認証の業務に係るものにあつては五年間保存しなければならない。

(処分の公示)

第四十五条の二 法第七十七条の五十一第三項の規定による公示は

、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。

- 一 処分をした年月日
- 二 処分を受けた指定認定機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名
- 三 処分の内容
- 四 処分の原因となつた事実

(認定等の業務の引継ぎ)

第四十六条 指定認定機関(国土交通大臣が法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合)にあつては、当該指定認定機関であつた者(は、法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)

第四十四条 (略)

2 前項各号の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて前項各号の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、当該認定又は認証が取り消された場合を除き、型式適合認定の業務に係るものにあつては当該業務の全部を廃止するまで、型式部材等製造者の認証の業務に係るものにあつては五年間保存しなければならない。

(新設)

(認定等の業務の引継ぎ)

第四十六条 指定認定機関は、法第七十七条の五十二第一項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の申請)

第五十八条 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～四 (略)

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十八条に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類

六～十五 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一～二十二 (略)

二十三 施行規則第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十四 (略)

(評価員の要件)

第六十四条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一～三 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の申請)

第五十八条 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～四 (略)

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類

六～十五 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一～二十二 (略)

二十三 施行規則第一条の三第一項本文の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十四 (略)

(評価員の要件)

第六十四条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三 (略)

(性能評価業務規程の記載事項)

第六十七条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 性能評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項

十 (略)

(帳簿)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、第七十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第六十九条 (略)

2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、第七十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(処分の公示)

(性能評価業務規程の記載事項)

第六十七条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 (略)

(帳簿)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、性能評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第六十九条 (略)

2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、性能評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

第七十条の二 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第

七十七条の五十一第三項の規定による公示は、次に掲げる事項に

ついて、官報で行うものとする。

一 処分をした年月日

二 処分を受けた指定性能評価機関の名称及び事務所の所在地並

びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名

三 処分の内容

四 処分の原因となつた事実

(性能評価の業務の引継ぎ)

第七十一条 指定性能評価機関(国土交通大臣が法第七十七条の五

十六第二項において準用する法第七十七条の五十一第一項又は第

二項の規定により指定性能評価機関の指定を取り消した場合にあ

つては、当該指定性能評価機関であつた者)は、法第七十七条の

五十六第二項において準用する法第七十七条の五十二第三項に規

定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)

(新設)

(性能評価の業務の引継ぎ)

第七十一条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項に

おいて準用する法第七十七条の五十二第一項に規定する場合には

、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)